

埼玉県公安委員会告示第117号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月27日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

題名中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

本則前段中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。